

令和5年6月定例会 陳情

令和5年陳情第1号

庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

・受理年月日

令和5年3月28日

・陳情の要旨

(陳情理由)

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっている。

新聞、月刊誌等の各種メディアで職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告され、議員の勧誘で「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼり、極めて深刻な状況である。

議員による職員に対するパワハラなどあってはならず、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、住民の不安を解消して頂きたい。

(陳情項目)

- ①住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、個人情報や預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてほしい。
- ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、読みたい方は自宅を配達先とし、住民に誤解を与えないよう職員に通達するなど指導を徹底してほしい。
- ③議員は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけない。
- ④職員が声をあげにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査する。
- ⑤職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラにあたり、職員が勧誘を拒否したり、購読を辞めた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もおり、声をあげにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなど対応されたい。

・陳情者

岩手県盛岡市西青山3-39-21

岩手を明るくする会

代表 千葉 聡

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。